

市民あま水条例の制定について

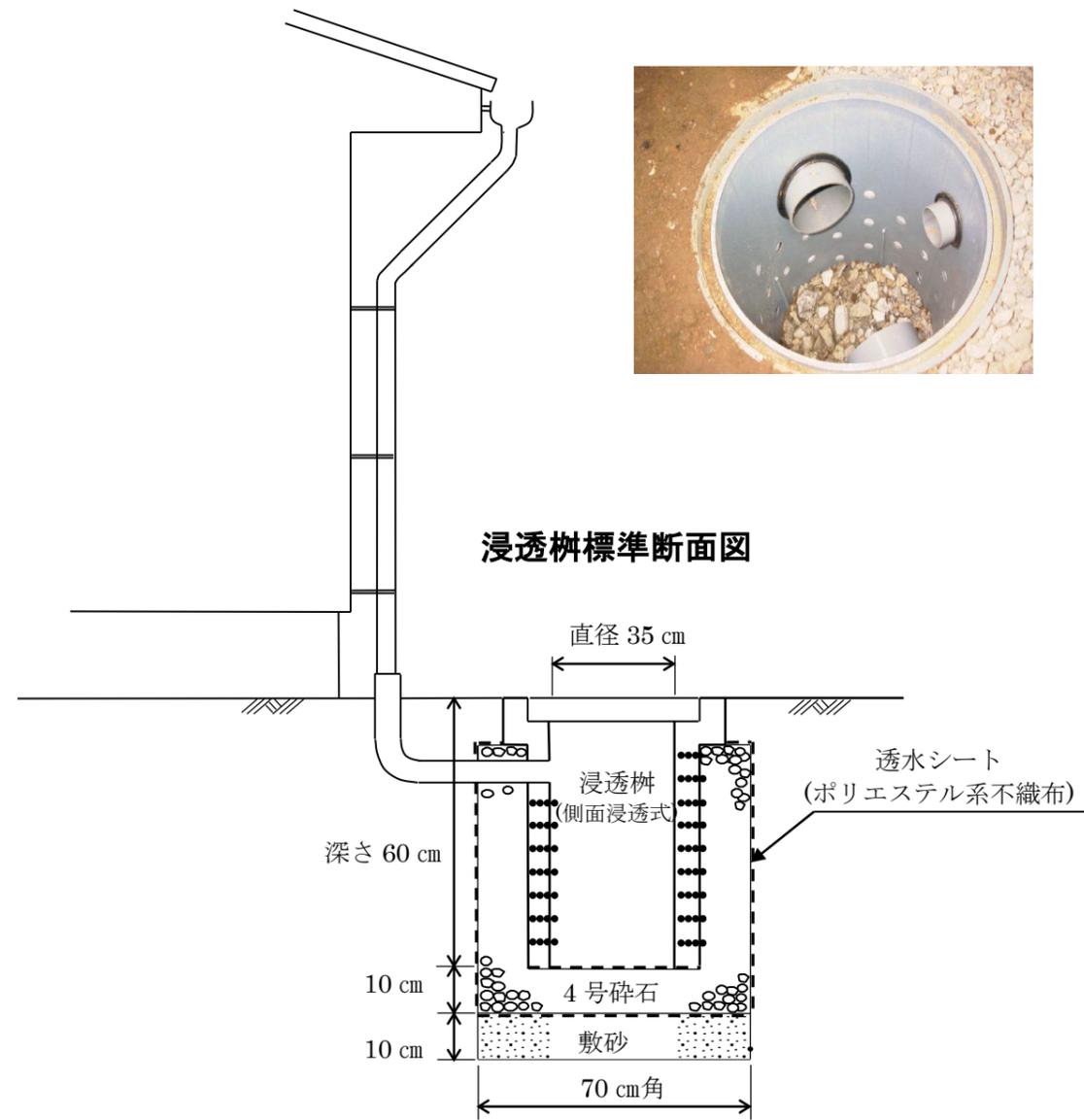
市川市では、平成17年2月議会で上記の条例が可決され、平成17年7月1日から施行されました。

そう遠くない昔、まだ田畑や雑木林が多かった頃、雨水は地下に浸透することで自然の水循環のバランスが保たれていました。しかし、都市化の進展に伴い地表が建物の屋根やアスファルト舗装に覆われてしまい、地下水や湧水が枯渇して河川の水質の悪化や地盤沈下、ヒートアイランド現象などが起こるようになりました。また、台風の時などは多くの雨水が浸透せずに短時間のうちに宅地の外に流れ出し低い土地にたまる都市型水害の原因にもなっています。

こうした状況の中で、**良好な水循環の保全や浸水被害の軽減**を図るには、河川改修などの行政の施策だけでなく、市民一人ひとりが自己の所有する**宅地に降った雨水は宅地内で浸透や貯留して下流に流さない**ことが何より効果的です。

また、渇水や非常時の断水に備えた、**水資源としての雨水の有効利用**の推進も併せて求められています。

そこで、**市民と行政の協働**により、雨水浸透施設及び雨水小型貯留施設の設置を一層進めるためにこの条例は制定されました。



問合せ先

市川市 下水道部 河川・下水道管理課 雨水施設グループ

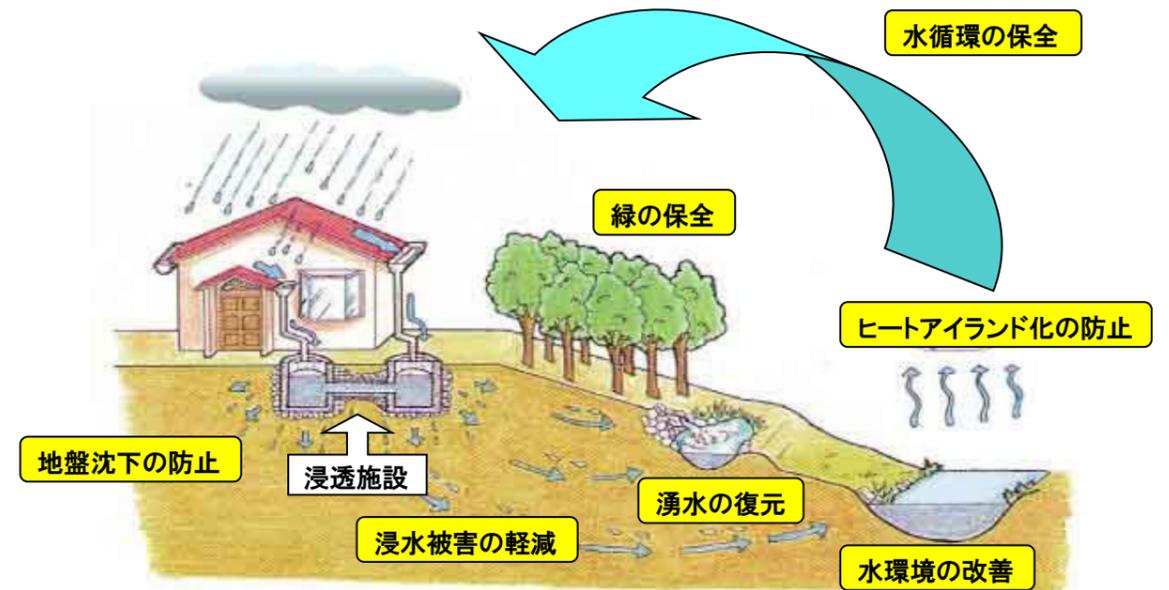
〒272-0023

千葉県市川市南八幡2-20-2

市川市役所 第2庁舎

直通電話 047(712)6361

URL <https://www.city.ichikawa.lg.jp/gre02/1111000033.html>



○ 条例の概要 ○

市民の責務

市民は建築物を建築しようとするときは、雨水浸透施設を設置してください。(建築面積38㎡以内ごとに350φ×600の浸透ます1基を設置して直下と周囲を碎石で充填することを標準とします。ただし、雨水の浸透に適さない場所は除きます)

既存の建築物の雨水排水施設を改修するときも、雨水浸透施設を設置するよう努めてください。既存の改修については助成金制度があります。

事業者の責務

事業者は、市が実施する施策に協力するよう努めてください。

市の責務

雨水の地下への浸透及び有効利用を推進する施策を策定し実施します。公共施設への雨水貯留浸透施設の設置を進めるほか、17年度は市川1丁目地区と中国分地区で雨水浸透施設を市費で設置します。(あま水浸透推進モデル事業)

また、雨水小型貯留施設を設置される方に助成を行っています。

雨水排水計画の届出

建築時に雨水排水計画の届出が義務化されます。(宅地開発条例が適用される場合等を除く)届出は建築確認申請と一緒に市の建築審査課又は指定確認検査機関に提出してください。(市の河川・下水道管理課へ直接持参又は郵送していただいてもかまいません)

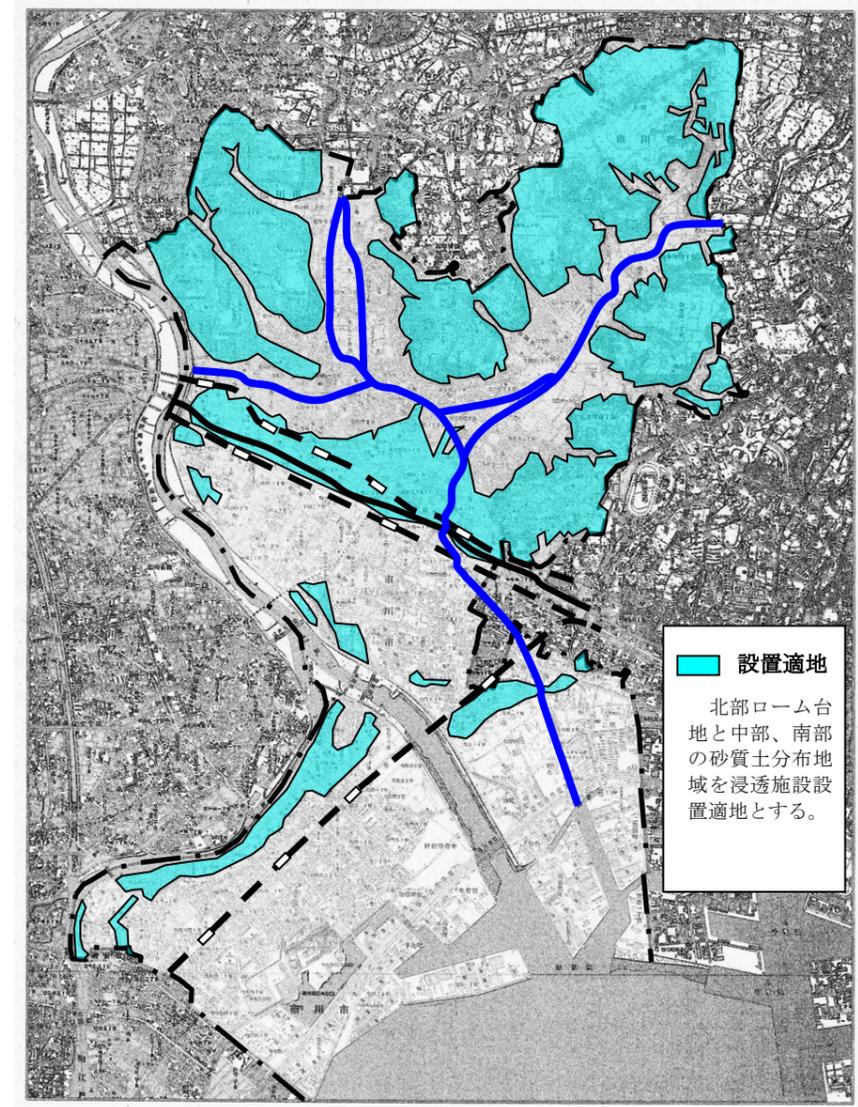
完成届と検査

工事が完了したら速やかに河川・下水道管理課へ届出て検査を受けてください。技術基準に適合していると「適合証シール」を交付しますので、雨どい等に貼ってください。

雨水浸透施設の設置に適する場所

浸透施設の設置に適する場所として市長が定める区域(別紙地図参照)以外および地下水位が地表面から1.3メートルより浅い場所は、雨水浸透施設の設置を要しない場所です。また、がけ地の近くや工場の跡地で有害物質が残っている場所は、浸透施設は設置できません。

浸透施設設置適地図



| 町名(五十音順) |
|--|
| ○北部ローム台地 市川(四)、稲越町、大野町、大町、鬼越(一)、柏井町、北方(一・三)、北国分、国府台、国分(二・三・四・五・六・七)、下貝塚、須和田、曾谷(一・二・三・四・五・八)、高石神、中国分、中山、奉免町、北方町四、堀之内(一・二・三・四)、真間(四・五)、宮久保(四・六)、本北方(三)、若宮の各一部 |
| ○中部、南部砂質土分布地域 相之川(一・二)、新井(一・二)、伊勢宿、市川(一・二・三)、市川南、大洲(三)、大和田(二)、押切、鬼越(二)、欠真間(一)、河原、香取(一)、北方(二)、高谷(一・二)、下新宿、新田(一)、島尻、菅野(一・二・三・四)、須和田(一)、関ヶ島、田尻(二・四・五)、稲荷木、原木(一・二・三)、東菅野(一・二・三・四)、平田(二)、広尾(一・二)、二俣(二)、本行徳、本塩、真間(一・二・三)、湊、湊新田、妙典(一・三)、八幡の各一部 |